

令和7年度裾野市農業委員会12月総会 議事録

1. 開催日時 令和7年12月10日(水) 午後1時30分から午後2時30分
2. 開催場所 裾野市役所401会議室
3. 出席委員

農業委員				農地利用最適化推進員			
議席	氏名	議席	氏名	地区	氏名	地区	氏名
1	大庭 清宏	7	鈴木 知華	東	飯塚 邦彦	富岡	井上 恭男
2	荻田 弘明	8	高草 富一	東	芹澤 秀雄	富岡	杉山 守正
3	勝又 直美	9	西島 則夫	西	市川 光一	富岡	渡邊 光永
4	勝又 和一	10	渡邊 博美	深良	大庭 洋行	須山	中村 偉文
		11	杉山 克己	深良	勝又 勝美		
6	杉山 利博	12(会長)	岡田 廣正				

4. 欠席委員

5	杉山 邦利						
---	-------	--	--	--	--	--	--

5. 事務局出席者

事務局長 木原慎也 書記 八木幸次 書記 西島敬光 書記 久保裕太郎

6. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

4	勝又 和一	6	杉山 利博
---	-------	---	-------

第3 議事

- (1) 報第15号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について
- (2) 報第16号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
- (3) 議第26号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について
- (4) 議第27号 非農地証明願の裁定について
- (5) 議第28号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)の決定について

7. 会議の概要

議長

只今から令和7年度裾野市農業委員会12月総会を開会します。
本日の委員は12名中11名出席ですので、総会は成立しています。
議事日程第2の議事録署名人の指名ですが、私から指名させていただくことに異議
ございませんか。

(異議なし)

議長

それでは、4番 勝又和一委員、6番 杉山利博委員にお願いします。
会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の久保裕太
郎氏を指名します。
それでは、議事に入ります。報第15号 農地法第4条の規定による農地転用届出
に対する受理について 番号1～2 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。報第15号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について
番号1～2

(議案朗読により説明)

議 長

ただ今の報第15号 番号1～2について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思います。

次に、報第16号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について 番号1～2 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。報第16号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について 番号1～2

(議案朗読により説明)

議 長

ただ今の報第16号 番号1～2について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思います。

次に、議第26号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第26号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長

続きまして、地区担当委員 1番 大庭清宏委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地の現況は休耕地となっています。

渡人は平成16年に贈与により当該地を取得しました。耕作したことがなく、隣接地に所在する居宅には母親が住んでいましたが、現在は施設に入り、保全管理をしている状態です。

受人は、現在県外に住んでおり、会社経営と柔道道場を運営しています。

今般、実家のある裾野市に移住を計画し、居住地を探していたところ、申請地隣接の宅地と、申請地が併せて販売されているのを見つけました。

近隣住民からの聞き取りにより、貸駐車場の需要もあったことから、貸駐車場の設置を計画し、申請に至ったものです。

農地区分は、第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされており、立地基準は問題ないと思います。

建築物や工作物に該当する施設が存在しないため、建築基準法や都市計画法の手続きは不要です。

添付書類から、転用計画が実施される資金力が確認できており、転用面積も適正であることから、一般基準を満たしていると考えられます。

周囲は宅地及び道路に囲まれており、周囲に農地はありません。

敷地内は碎石を敷き、雨水は自然浸透となります。その他の給水や排水の利用はありません。

以上のことから、周辺農地への影響は少ないと考えます。
ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ただ今の議第26号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

高草富一委員 案内図を見ますと道がないように見えますが。

事務局 現状は、申請地と道路で高低差がだいぶありますので、登って侵入する形になりますが、南側の道路からスロープで登っていくような入り口を作る計画となっています。

議 長 ほかに質疑等がありましたらお願いします。
それではお諮りします。議第26号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で許可することに決定します。
次に、議第26号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号2事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第26号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号2

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長 続きまして、地区担当委員 推進委員 杉山守正委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 申請地の現況は休耕地となっています。
貸人は、平成16年に申請地を取得しましたが、現在は保全管理を行っている状態でした。
借人は、貨物自動車運送事業を行っている法人です。平成17年に北側の隣接地を運送用トラックの駐車場を目的として、5条の許可を受けました。
今回、事業拡大により手狭になったことから敷地の拡張を計画し、貸人に相談したところ、話がまとまり申請に至ったものです。
農地区分は、第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされており、立地基準は問題ないと思います。
建築物や工作物に該当する施設が存在しないため、建築基準法や都市計画法の手続きは不要です。
また、一部高低差があるため切り盛りを行います。静岡県は盛土条例による許可が不要な規模とのこと。
場内には、砕石を敷く計画です。
添付書類から、転用計画が実施される資金力が確認できており、転用面積も適正であることから、一般基準を満たしていると考えられます。
申請地の北側、南側は雑種地、西側は道路、東側は農地に接しています。申請地東側の農地への進入路については、貸人が所有している申請地南側の土地を整地し、農地への通作ができるようにするとのこと。
雨水は自然浸透となります。その他の給水や排水の利用はありません。
以上のことから、周辺農地への影響は少ないと考えます。
ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長	ただ今の議第26号 番号2について、質疑等がありましたらお願いします。
井上恭男委員	申請地にトラックが停まっていた記憶があるのですが。
事務局	おそらく平成16年に許可済となっている場所に停めていたものと思われます。
議 長	ほかに質疑等がありましたらお願いします。 それではお諮りします。議第26号 番号2について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	それでは、全会一致で許可することに決定します。 次に、議第27号 非農地証明願の裁定について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。
事務局	はい。議第27号 非農地証明願の裁定について 番号1 (議案朗読・投影写真により説明)
議 長	続きまして、地区担当委員 6番 杉山利博委員から議案について説明をお願いします。
地区担当委員	願出地の現況は、山林となっています。面積は3筆合計4,497㎡です。 願出人は、令和6年に相続により願出地を相続しましたが、その頃には、すでに森林の様相を呈していました。 課税地目は、3筆とも畑であります。願出地の内2筆は、傾斜地であることから農業に不向きと願出人の父が判断し、昭和40年ごろに植林したとのことです。 植林されてから60年程度経過しており、現在は山林としての維持管理をしていくことが妥当と認められ、基準を満たしていると考えられます。 もう1筆は、願出人の父が耕作をしていたようですが、10年ほど前から高齢を理由に耕作管理が行き届かなくなったとのことです。 現況からみて、接道から約3メートル程度の高低差があり、農地へ復元しても継続利用が見込めないものであると認められ、基準を満たしていると考えられます。 願出地の周辺は、山林、原野、道路、雑種地となっており、一部、地目が畑に接している筆がありますが、境に植林がされており、周辺農地への影響はないと思います。ご審議をお願いします。
議 長	ただ今の議第27号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。 (質問、意見等 なし)
議 長	それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第27号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	それでは、全会一致で許可することに決定します。 次に、議第28号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)の決定について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第28号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）の決定について 番号1

利用権設定地は白地農地です。地目は公簿が田、現況が畑です。

面積は、1,745 m²です。

貸し人は、昭和47年に相続し、農地を取得しています。

利用権設定地は、令和5年から農地中間管理事業を活用していましたが、借り人が体調を崩してしまい、令和7年2月に解約となったところです。

今回別の借り人と、農地中間管理事業により利用権を設定することで話がまとまり、計画の提出に至ったものです。

借り人は、会社経営をしながら、隣の畑で両親とともに、水稻の生産を行っています。両親とともにやっているんですが世帯分離をしているため、新規就農という形になります。

経営農地は1,745 m²です。経験・技術についても問題はありません。

貸付期間は、3年間で、使用貸借によるものです。

耕作管理計画によると、引き続き水稻を作付けする予定です。

周辺農地への影響は特に問題はないと思います。

ご質問がありましたらお願いします。

議 長

ただ今の議第28号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

（質問、意見等 なし）

議 長

それでは質疑等がありませんので、ご了承いただきたいと思います。
ではこれをもって令和7年度裾野市農業委員会12月総会を閉会します。

令和7年12月10日（会議録署名人）

4番署名人 勝又和一

6番署名人 杉山利博